

墜落防止手すりの商品保証について

〈手すりメーカーの運用例〉

本書は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障、損傷などの不具合（以下、「不具合」といいます）が発生した場合には、お取り扱いの施工店、工務店、販売店又は当社支店・営業所に修理をご依頼下さい。

■対象商品

☆ビル用建材商品

■保証期間

施工者よりの引き渡し日（注1、注2）から2年間とします。

（注1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

（注2）分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

■保証内容

取り扱い説明書、本体ラベル又はその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

■免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。

- ①当社の手配によらない第三者の加工、組立て、施工、管理、メンテナンスなどに起因する不具合（例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食。中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食。工事中の養生不良に起因する変色、腐食など）
- ②建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合
- ③商品又は部品の経年変化（使用に伴う消耗、摩擦など）や経年劣化（樹脂部分の変質、変色など）又はこれらに伴うさび、かび又はその他の不具合
- ④商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食又はその他の不具合（例えば、塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガスなどが付着して起きる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など）
- ⑤天災その他の不可抗力（例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災など）による不具合又はこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合
- ⑥商品又は部品の材料特性に伴う現象（例えば、干割れ、色あせなど）
- ⑦実用化されている技術では予測することが不可能な現象又はこれが原因で生じた不具合
- ⑧犬、猫、鳥、鼠などの小動物に起因する不具合
- ⑨お客様が適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- ⑩お客様自身の組立て、取付け、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合
- ⑪本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合又は使用目的と異なる使用方法による場合の不具合
- ⑫犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合

* 次のような消耗品は有料になります。

例：ガラスパッキング、タイト材、ホールプレート、小口カバー、ジョイントキャップ、合成樹脂部品 等

* 保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。

* 本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、最寄りの当社〇〇支店・〇〇営業所にお問合わせください。